

能登半島地震で被災された方へ

能登半島地震で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、横浜市では、今回の震災により横浜市内の公営住宅や賃貸住宅に避難されている世帯を対象に、次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を行うことにいたしました。（現に市内に居住している親族等の住居に入居した場合は除く。）

1 減免の内容

「水道料金及び下水道使用料」の基本料金相当額を免除します。

例：口径 20 mm 税抜き 2 か月分：1 回あたりの検針分 2,950 円
（内訳：水道料金 1,690 円、下水道使用料 1,260 円）

2 減免の適用期間

入居日から原則 6 か月間とします。

3 申請の手続き

原則、水道局水道事務所（市内 7 か所）の窓口に来所いただき、「令和 6 年能登半島地震の避難者に対する水道料金等相当額の減免申請書」の提出をお願いします。

ただし、来所が困難な方は郵送でも可能とします。お問合せについては、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。

なお、水道局水道事務所の受付時間は平日 8：45～17：00 までとなっています。

4 申請に必要なもの

申請の際には、次の書類すべてのご用意をお願いします。

- (1) 罹災証明書
- (2) 本人（被災者）であることを確認できる書類（健康保険証、運転免許証、年金手帳等）
- (3) 水道を使用している場所に居住していることを証明する書類（住民票の写し等又は賃貸借契約書等）
- (4) 入居日を確認できる書類（住民票の写し等又は賃貸借契約書等）

5 その他

住民票を移さず、横浜市内に避難している方も対象となる場合がありますのでご相談ください。

その他、ご不明などがございましたら、下記までお問合せください。

お問合せ先

水道局お客さまサービスセンター はちよんな T e l 0 4 5 - 8 4 7 - 6 2 6 2

F a x 0 4 5 - 8 4 8 - 4 2 8 1